

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示..... (総務部総務課)	33
○特定調達契約に係る入札の公告..... (総務部総務課)	33
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (市町村課)	34
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)	35
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	35
○土地改良法による道営換地計画の決定..... (農業施設管理課)	35
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	35
○道路の供用の開始..... (道路課)	35
○平成19年度及び平成20年度において競争入札に参加する者に必要な資格等..... (出納局総務課)	36
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正..... (経理課)	41
道企業局告示	
○平成19年度及び平成20年度において競争入札に参加する者に必要な資格等.....	41

告 示

北海道告示第35号
 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。
 平成20年1月25日
 北海道知事 高橋 はるみ

1 資格及び調達をする物品等の種類
 平成19年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成20年1月25日に一般競争入札の公告を行う北海道本庁舎で使用する電力の需給契約

(2) 資 格 北海道本庁舎で使用する電力の需給契約に関する資格(以下「資格」という。)

(3) 物品等の種類 電力

2 資格要件
 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項に規定する一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者

(2) 1の(1)に定める契約の開始日から送電をすることが可能である者

(3) 平成18年度実績による二酸化炭素排出係数が、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)に定めるデフォルト値(0.000555 t-CO₂/kWh)以下であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成20年1月28日から2月20日までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道総務部総務課
 イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ、エ、(2)、4の(1)、(3)及び5の(2)による。

北海道告示第36号
 次のとおり、一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
 平成20年1月25日
 北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称 北海道本庁舎(地下2階電気室)で使用する電力

(ア) 基本料金 契約電力1kW当たりの単価
 (イ) 電力量料金 使用電力量1kWh当たりの単価
 イ 数 量

- (ア) 予 定 契 約 電 力 2,380kW
 (イ) 年 間 予 定 使 用 電 力 量 7,085,200kWh
 (2) 調 達 を する 物 品 等 の 仕 様 等 入 札 説 明 書 に よ る 。
 (3) 契 約 期 間 平 成 20 年 4 月 1 日 か ら 平 成 21 年 3 月 31 日 ま で
 (4) 納 入 場 所 北 海 道 本 庁 舎 (地 下 2 階 電 気 室)

2 入札に参加する者に必要な資格

平成20年北海道告示第35号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道赤れんが庁舎1階5号会議室(送付による場合は、郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課)
 (2) 入 札 日 時 平成20年3月4日 午前10時(送付による場合は、平成20年3月3日までに必着)
 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道総務部総務課
 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、北海道総務部総務課(アドレス:somu.somu10@pref.hokkaido.lg.jp)に電子メールで申し込むこと。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

すべての入札金額(単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額)が最低である者を落札者とする。

8 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等を含めた価格(単価)とすること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部総務課
 イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 電話番号 011-231-4111 内線 22-130

9 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

a . Nature: Electricity to be used in Hokkaido Government building (Electrical Room)

(a) A basic charge per kW

(b) A unit price per kWh

b . Quantity :

(a) The estimated electricity contract : 2,380kW

(b) The estimated electricity for the year : 7,085,200kWh

B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., March 4, 2008

(If mailed by post, bids must arrive no later than March 3, 2008)

C . Contact : Administration, Department of General Affairs, Hokkaido Government,

Nishi 6-Chome, Kita 3-jo Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan.

Phone : 011-231-4111 Ext. 22-130

北海道告示第37号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年1月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

住民基本台帳ネットワークシステム用サーバ機器等の賃貸借 一式(1月当たりの単価)

2 落札を決定した日

平成19年12月27日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道

(2) 住 所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地

4 落札金額

2,259,600円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成19年11月30日付け北海道告示第751号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道企画振興部地域振興・計画局市町村課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第38号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成20年1月15日、南
るもい土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年1月25日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第39号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について
道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成20年1月29日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に
基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをす
ることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海
道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取
消しの訴えを提起することができる。

平成20年1月25日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名 事業の種類 縦覧場所

長沼	新農業水利システム保全整備	北海道空知支庁
島津	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きょ）	北海道上川支庁

北海道告示第40号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、新十津川町日進地
区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成20年1月29日から20日間、一般の縦
覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づ

き、縦覧期間満了の日の翌日から起算し15日以内に北海道知事に異議申立てをすることがで
きる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服
がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北
海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の
取消しの訴えを提起することができる。

平成20年1月25日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第41号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業
要件を変更する予定である。

平成20年1月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 松前郡松前町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
松前町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産
業振興部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告
示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年1月25日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
 道道 旭川芦別線 芦別市常磐町721番21地先から 平成20.1.25
 芦別市常磐町516番5地先まで

北海道告示第43号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に平成19年北海道告示第13号に基づき道に申請して平成19年度及び平成20年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

平成20年1月25日

北海道知事 高橋 はるみ

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成19年度及び平成20年度において道が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(第4の2を除き、以下「資格」という。)は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあつては、当該資格を、2の表の定めるところにより、契約の金額(工事予定価格)に応じ、AからDまで又はAからCまで若しくはA及びBの等級に区分する。

1

契約の種類	資格の種類	調達をする物品等又は特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事

塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測定の委託契約	測定	測定
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類(機械修繕を含む。)、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類(車両修繕を含む。)、油脂・燃料類、被服・繊維皮革類、その他(洗たくを含む。)
複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自動車
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	

情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	
林産加工製品の売払契約	林産加工製品の売払い	

2 (工事予定価格に応ずる等級区分)

種類 等級	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
A	9,000万円以上	6,000万円以上	5,000万円以上	1億3,000万円以上	2,000万円以上	2,500万円以上	7,000万円以上	7,000万円以上	6,000万円以上
B	9,000万円未満 6,000万円以上	6,000万円未満	5,000万円未満	1億3,000万円未満 5,500万円以上	2,000万円未満 700万円以上	2,500万円未満 800万円以上	7,000万円未満 4,000万円以上	7,000万円未満 4,500万円以上	6,000万円未満 3,500万円以上
C	6,000万円未満 2,000万円以上			5,500万円未満 2,500万円以上	700万円未満	800万円未満	4,000万円未満 2,000万円以上	4,500万円未満	3,500万円未満
D	2,000万円未満			2,500万円未満			2,000万円未満		

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(3)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道税を滞納している者でないこと。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事

ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 申請しようとする月の初日現在において、建設業法(昭和24年法律第100号)

第3条第1項の許可(次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。)を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
一般土木工事	土木事業、とび・土工事業、石工事業、しゅんせつ工事又は水道施設工事
農業土木工事	
水産土木工事	
森林土木工事	
舗装工事	ほ装工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
建築工事	建築工事、大工工事、左官工事、とび・土工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事、屋根工事、板金工事、ガラス工事又は鉄筋工事
電気工事	電気工事、消防施設工事又は電気通信工事
管工事	管工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、さく井工事又は熱絶縁工事
塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事	とび・土工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事又は鋼構造物工事
造園工事	造園工事

(イ) 資格審査の申請をする日の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日(以下「基準日」という。)以後に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評価値の通知を受けていること。

(ウ) 基準日以後に受けた建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の申請をした日の直前の事業年度の終了の日の直前2年の各事業年度のいずれかの決算において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。

(ア) 客観的審査事項

平成6年建設省告示第1461号に定める項目

(イ) 技術・社会的審査事項

工事施行成績、表彰(北海道表彰規則(平成10年北海道規則第31号)に定める表彰をいう。)、通年雇用対策、社会貢献、新分野進出、品質向上への努力及び環境対策への努力

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(5) 印刷物の製造及び印章の製造

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

ウ 次の(ア)又は(イ)の機器を所有(リースしている場合を含む。)していること。

(ア) 印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機

(イ) 印章の製造の場合は、印面作成のための加熱プレス機

(6) 物品の購入及び物品の賃貸借

ア及びイのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(7) ボイラー等運転操作

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る実績を有していること。

(8) 庁舎等清掃

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第156号)附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の第12条の2第1項第6号)の登録を受けていること。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る実績を有していること。

(9) 庁舎等警備

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ 警備業法第9条の規定による届出書の提出を必要とする者において、当該届出書の提出を行っていること。

ウ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいる

こと。

エ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る実績を有していること。

(10) 庁舎等消防設備保守点検

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る実績を有していること。

(11) 情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間に情報システムの開発実績を有していること。

ウ 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

(12) 船舶の建造又は修理

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上それらの事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が20人以上であること。

ウ 申請しようとする月の初日の直前2事業年度分（当該2事業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。

エ 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。

(13) 林産物の売払い及び林産加工製品の売払い

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る仕入高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）については、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、(1)に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る売上高、実績、年間平均完成高若しくは仕入高又は情報システムの開発実績にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

平成20年12月26日（金）まで随時

注 資格を有することとされた者は、資格を有すると認めた旨の通知があつた日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

(1)に定める時期及び当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

2 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

資格の種類	申請書類の提出先	
	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者
一般土木工事		

舗装工事	建設部建設管理局建設情報課	主たる営業所の所在地を所管する支庁の地域振興部総務課	船舶の建造又は修理	水産林務部総務課	水産林務部総務課			
鋼橋上部工事			林産物の売払い	水産林務部森林環境局道有林課	森づくりセンター (石狩森づくりセンター、檜山森づくりセンター、宗谷森づくりセンター及び根室森づくりセンターを除く。)			
建築工事					林産加工製品の売払い	林産試験場	林産試験場	
電気工事			建設部建設管理局建設情報課	主たる営業所の所在地を所管する支庁の地域振興部総務課	<p>(注) 1 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、土木施設物の設計、建築物の設計、地質調査、技術資料作成、測量、道路清掃、農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事又は造林の資格審査の申請をする者のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 主たる営業所が道内にある者のうち国土交通大臣の行う建設業法第3条第1項の許可を受けたもの(許可申請中の者を含む。) 「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先</p> <p>(2) 申請書類の提出先が建設部建設管理局建設情報課、農政部農村振興局事業調整課又は水産林務部総務課である資格審査の申請を、複数の提出先に同時にしようとする者 建設部建設管理局建設情報課</p> <p>2 次の(1)又は(2)に掲げる資格審査の申請をする者のうち主たる営業所が札幌市にあるものは、それぞれ(1)又は(2)に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 印刷物の製造、印章の製造、物品の購入又は物品の賃貸借 出納局総務課</p> <p>(2) ボイラー等運転操作、庁舎等清掃、庁舎等警備又は庁舎等消防設備保守点検 総務部総務課</p> <p>3 情報システムの開発の資格審査の申請については、インターネットにより次のホームページにアクセスし、必要事項を入力の上送信するとともに、企画振興部科学IT振興局情報政策課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。第6に規定する資格審査の再申請についても同様とする。 ホームページ 北海道電子自治体共同システム アドレス https://www.harp.lg.jp/</p> <p>第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続</p> <p>1 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から平成21年3月31日までとする。</p> <p>2 有効期間の更新手続 1の有効期間を更新しようとする者は、平成20年度に平成21年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。</p> <p>第5 資格の喪失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。</p> <p>1 第2に規定する資格要件(第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する</p>			
管工事					農政部農村振興局事業調整課	水産林務部総務課	印刷物の製造	出納局総務課
塗装工事					水産林務部総務課	印刷物の製造	印章の製造	
道路標識設置工事							総務部総務課	
機械器具設置工事								総務部総務課
造園工事					総務部総務課	ボイラー等運転操作		
土木施設物の設計						総務部総務課	庁舎等清掃	
建築物の設計							総務部総務課	庁舎等警備
地質調査					総務部総務課			庁舎等消防設備保守点検
技術資料作成						企画振興部科学IT振興局情報政策課		企画振興部科学IT振興局情報政策課
測量								
道路清掃								
農業土木工事	農政部農村振興局事業調整課	水産林務部総務課			印章の製造	出納局総務課		
水産土木工事	水産林務部総務課	印刷物の製造	物品の購入					
森林土木工事			総務部総務課	物品の賃貸借				
造林				総務部総務課	ボイラー等運転操作			
印刷物の製造	総務部総務課	総務部総務課						
印章の製造								
物品の購入								
物品の賃貸借	総務部総務課	総務部総務課	ボイラー等運転操作					
ボイラー等運転操作								
庁舎等清掃								
庁舎等警備	総務部総務課	総務部総務課	庁舎等警備					
庁舎等消防設備保守点検								
情報システムの開発			企画振興部科学IT振興局情報政策課	企画振興部科学IT振興局情報政策課				

資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。)に該当しないこととなったとき。

- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第6 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
- (2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- (3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であって、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けたもの
- (4) 中小企業組合等(企業組合及び協業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有する者であるものに限る。)を変更したもの
- (5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第3の2の表の随時申請の場合の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

北海道告示第44号

平成10年北海道告示第1942号(北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関)の一部を次のように改正し、平成20年2月1日から施行する。

平成20年1月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- 2 収納代理金融機関の項愛別町農業協同組合の事項中「愛別町農業協同組合」を「上川中央農業協同組合」に改め、上川町農業協同組合及び東藻琴村農業協同組合の事項を削る。

道 企 業 局 告 示

北海道企業局告示第2号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に平成19年北海道企業局告示第1号に基づき道に申請して平成19年度及び平成20年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

平成20年1月25日

北海道公営企業管理者 青木 次郎

第1 資格の種類及び調達をする物品等及び特定役務の種類

平成19年度及び平成20年度において北海道(企業局)が締結しようとする契約のうち平成20年北海道告示第43号(以下「北海道告示第43号」という。)第1の1の表に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(第4の2により準用することとした、北海道告示第43号第4の2を除き、以下「資格」という。)は、北海道告示第43号第1の1の表の中欄に定められているとおりとし、北海道告示第43号第1の1の表の種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第13号第1の1の表の右欄に定められているとおりとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、契約の金額(工事予定価格)に応じ、北海道告示第43号第1の2の表に定められている等級に区分する。

第2 資格要件

1 共通の資格要件

北海道告示第43号第2の1に定められているとおりとする。

2 資格の種類ごとの要件

北海道告示第43号第2の2に定められているとおりとする。

3 資格の種類ごとの要件の特例

北海道告示第43号第2の3に定められているとおりとする。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

北海道告示第43号第3の1に定められている時期にしなければならない。

2 申請の方法

北海道告示第43号第3の2に定められているとおりとし、この申請をもって道(企業局)への申請が併せてあったものとみなす。

なお、道(企業局)との契約における建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことが

できる。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

北海道告示第43号第4の1に定められているとおりとする。

2 有効期間の更新手続

北海道告示第43号第4の2に定められているとおりとする。

第5 資格の喪失

北海道告示第43号第5に定められているとおりとする。

第6 資格審査の再申請

1 再申請の事由

北海道告示第43号第6の1に定められているとおりとする。

2 再申請の方法

北海道告示第43号第6の2に定められているとおりとする。

ただし、第5の2なお書きにより企業局総務課に申請した建設工事共同企業体に係る再申請は企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第7 資格審査の結果

知事からの通知をもってこれに代えるものとする。

ただし、第3の2及び第6の2ただし書きによる資格審査の結果は、公営企業管理者から通知する。
